

～令和4年度八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内～

(電気自動車)

1 申請期間

令和4年4月22日(金)～令和5年1月31日(火) ※土日祝日・年末年始は除く

受付時間 : 8:30～17:00

※補助金の申請総額が予算に達し次第、申請受付が終了となります。

2 受付場所

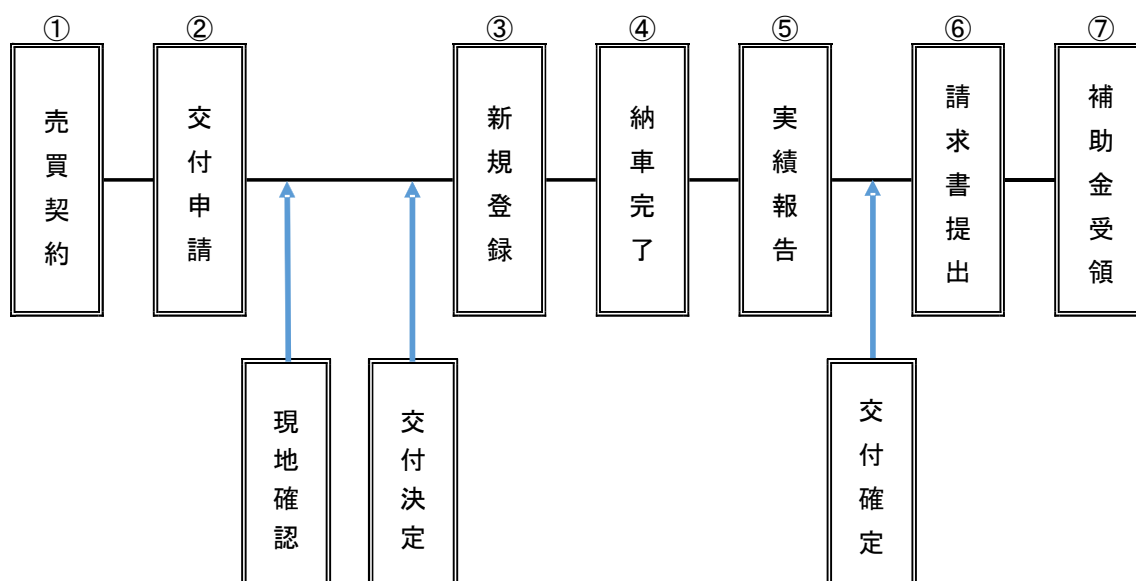
市役所2階 環境保全課 環境政策室

申請方法 : 窓口・郵送

※郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請受付分後とします。

※不備なく、全ての書類をご提出いただいた日を受付日とします。

3 補助の流れ



4 補助金の額

(1) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 15万円

(2) 住宅用太陽光発電設備を併設する場合 10万円

※補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

※住宅用太陽光発電設備とは、太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいいます。

5 電気自動車の要件

電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。

(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く。)であること。

(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。

(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)により補助対象とされている電気自動車であること。

(5) 関係法令に準拠していること。

6 補助対象経費

電気自動車本体の購入費

※消費税、地方消費税相当額、国等の補助金額を差し引いてください。

7 電気自動車を導入する住宅の要件

(1) 実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。

(2) 実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。

(3) 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、実績報告の日までにV2H充放電設備が設置されていること。

8 補助対象者の要件

- (1) 『申請者＝住宅所有者(建物の登記簿名義(家屋の課税台帳証明名義)＝契約者＝請求書名義』になっていること。
※名義の完全一致が原則になります。
認められない例)申請者・契約者:夫, 課税台帳証明名義・請求書名義:妻
上記の場合, 実績報告時 4 つの名義を統一していないと補助要件を満たさないことになり, 実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。
- (2) 市内に住所を有すること(実績報告の日までに住民登録をする場合を含む)。
- (3) 電気自動車の購入費等を負担し, 当該自動車を所有すること(所有権留保付きローンで購入し, 所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む)。
- (4) 電気自動車を導入する住宅において, 申請者以外に所有者がいる場合は, 全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (5) 電気自動車を導入する住宅において, 申請者が八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。

9 交付申請について

自動車検査証に新規に登録される日の 20 日前(同日が閉庁日の場合は, その直前の開庁日), または令和 5 年 1 月 31 日(火)のいずれか早い日までに, 下記の書類を添えて申請してください。

申請時に必要な書類

1	交付申請書 (第1号様式) 電気自動車を導入する住宅に複数の所有者がいる場合は, 申請者以外の全ての所有者の署名が必要となります。
2	補助対象設備の概要 (第1号様式 別紙)
3	契約書・注文書等の写し 経費・車名・型式等が記載されていること。 『申請者＝契約者』であること。
4	電気自動車を導入する住宅を申請者が所有していることを証する書類 以下のいずれかを提出してください。 ・申請者名義の家屋の固定資産課税台帳記載事項証明書(コピー不可) ・申請者名義の建物の登記簿謄本(コピー不可) 等 住宅の建築完了後間もない場合, 申請時に住宅の建築が完了していない場合は, 提出することができない為, 実績報告時に提出してください。
5	電気自動車の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
6	申請前チェックシート

10 交付申請の内容に変更や中止が生じた場合

変更とは？⇒申請時と異なる型式の物を購入した場合等

『八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第 3 号様式)の提出が必要になりますので、必ずお問い合わせのうえ、ご確認ください。

11 自動車検査証の新規登録について

補助金申請を行った後、2 週間程度で交付決定通知書を送付します。通知を受けてから、自動車検査証に新規に登録するようにしてください。

なお、申請時の登録予定年月/交付予定年月より新規登録が遅れた場合は、変更の届出が必要となります。

12 実績報告について

自動車検査証に新規に登録された日から 90 日以内、または令和 5 年 2 月 28 日(火)のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

※郵送の場合は、令和 5 年 2 月 28 日(火)必着

実績報告時に必要な書類

	書類等
1	実績報告書 (第 5 号様式)
2	補助対象設備の概要 (第 5 号様式 別紙)
3	領収書等の写し 割賦払いで領収書が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。
4	電気自動車を導入したことが分かる写真(カラー) ・電気自動車全体・ナンバープレート 保管場所において撮影すること。
5	住宅用太陽光発電設備が設置されていることを確認できる書類の写し 以下のいずれかを提出してください。 ・接続契約のご案内の写し・保証書の写し・特定契約締結に係る書類の写し ・売電明細の写し(住所・氏名が記載され、発電設備が太陽光と確認できるもの。売電額は 0 円でも可。)
6	発電した電気を電気自動車に給電できることを確認できる書類 以下のいずれかを提出してください。 ・給電設備の保証書の写し ・給電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真(カラー)

7	<p>電気自動車の自動車検査証の写し</p> <p>※自動車検査証の燃料の種類が「電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪の電気自動車に限ります。</p>
8	<p>(※住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けるとき) V2H充放電設備が設置されていることを確認できる書類の写し</p> <p>以下のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2H充放電設備の保証書の写し ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器が確認できる写真(カラー)
9	<p>(※ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合) 以下のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所標章番号通知書の写し ・申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し <p>※自動車損害賠償責任保険は不可です。</p>
10	<p>住民票の写し(コピー不可)</p> <p>設備を設置した住宅における申請者の住民票の写しで発行日から90日以内のもの</p>
11	<p>(※申請時の登録予定年月/交付予定年月より新規登録が遅れた場合)</p> <p>工期変更届出書</p>
12	<p>遅延理由書</p> <p>工事が完了した日の翌日から起算して91日以上経過した場合には提出が必要になります。<u>遅延理由書の提出により、実績報告書の締め切り日(令和5年2月28日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u></p>
13	<p>電気自動車を導入する住宅を申請者が所有していることを証する書類</p> <p>以下のいずれかを提出してください。<u>申請時に提出済みの方は、提出不要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の家屋の固定資産課税台帳記載事項証明書(コピー不可) ・申請者名義の建物の登記簿謄本(コピー不可)等 <p>建築時期等の事情により実績報告時に固定資産課税台帳記載事項証明書が提出できない場合には、必ず登記簿謄本を提出するようにしてください。</p>
14	<p>八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第7号様式)</p> <p>補助金の振込手続きを円滑に行うため、<u>申請者名義の通帳の表紙の裏(写し)を添付してください。</u></p>
15	<p>実績報告チェックシート</p>

13 補助金の支払いについて

実績報告提出後、概ね 2 週間ほどで交付額確定通知を発行し、ご自宅へ郵送いたします。また、補助金の支払いについては、実績報告後概ね 4 週間後を予定していません。

14 その他の注意事項

(1) 書類の記入について

- ・各種書類は、油性の黒のボールペンで記入をしてください。
- ・窓口で案内のうえ記入していただきますので、申請書・実績報告書・請求書の右上の日付は空欄にしてください。
- ・申請書・実績報告書には申請者・報告者の押印は必要ありませんが、交付請求書には請求者の押印が必要となります。

(2) 財産の管理・処分の制限について

財産処分制限期間である 4 年を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、電気自動車の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

9 提出・問い合わせ先

八千代市 環境保全課 環境政策室
〒276-8501 八千代市大和田新田312-5
電話：047-421-6767(直通)